

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「福祉事務所」の下に「、児童相談所」を加え、同条第二項第一号中「九千七百円」の下に「（同項第一号の業務のうち児童相談所に勤務する職員で委員会規則で定めるものが行う業務については、二万円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第四条第一項第一号及び同条第二項第一号の規定は、令和二年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。